

滋賀県養護教諭研究会ホームページガイドライン

1 趣旨

滋賀県養護教諭研究会会員の研修権確保および情報共有を行い、資質向上と学校保健の発展に寄与することを目的として滋賀県養護教諭研究会ホームページを開設する。

2 目的

滋賀県養護教諭研究会ホームページの運営管理に関する基本事項を定め、滋賀県養護教諭研究会の情報化を推進するとともに、養護教諭の職務に活用できるホームページの適正かつ効率的な運用を確保する。

3 管理責任者

滋賀県養護教諭研究会ホームページの管理者は滋賀県養護教諭研究会会長とする。

4 運営について

運営については六役の中でHP担当を決めその担当者を運営責任者とする。運営責任者と共に作業をするHP担当を常任理事から若干名決める。

HP担当の仕事内容

○HPの管理、メンテナンス、更新作業等1)～8)の内容をホームページにあげる作業を行う。内容は六役会と常任理事会で検討する。

- 1) 研修会開催のお知らせ
- 2) 荒天等による研修会開催の有無のお知らせ
- 3) 滋賀県養護教諭研究会理事会報告
- 4) 研修会の講演内容の動画や資料
- 5) 滋賀県教育委員会指導主事の伝達講習の動画や資料
- 6) 全国養護教諭連絡協議会関係
- 7) 近畿養護教諭研究協議会関係
- 8) その他会員にお知らせする必要があるもの

5 掲載上の注意

公開

研修会や伝達講習等の内容は会員限定ページに公開する。

公開する内容は個人が特定されないものとする。

(但し本人の承諾が得られた場合はこの限りではない)

公開してはならない範囲

- ① プライバシーを侵害する内容(滋賀県個人情報保護条例を遵守すること)
- ② 著作権を侵害する内容(著作権を有する情報を掲載するときは、著作権者の了解を得ること)
- ③ 他を詐称・誹謗中傷する内容
- ④ 他に不利益を与える内容
- ⑤ 公序良俗に反する内容
- ⑥ 政治、宗教上の宣伝勧誘など教育にふさわしくない内容
- ⑦ その他、本ホームページの目的に合致しない内容

6 リンクについて

関係機関・団体のサイトのリンクをはる。

7 その他

作業で困難なことはHP制作業者に相談する。

このガイドラインに定めた事項については、必要に応じて見直しを行う。